

夕張市告示第 114 号

公示送達について

下記の者に対する送達すべき書類を、地方税法第 20 条の 2 及び夕張市税条例第 17 条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 9 月 24 日

夕張市長 厚 谷



記

番号	氏 名	送達すべき書類
2	堀田 正紀	地方税法の規定により送達する書類

(注意)

上記書類は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、送達があったものとみなす。